

## 限度額適用認定証について

医療機関窓口で「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をすることによって、同一医療機関等（入院・外来・歯科別）で同一月に支払う医療費（保険診療分）の一部負担金が、自己負担限度額までとなります。

ただし、認定証の交付を受けるには、国民健康保険税を滞納していないことが条件となります。

### 【申請窓口】

宇都宮市役所保険年金課A-13番窓口または各地区市民センター・各出張所

### 【申請に必要なもの】

国民健康保険被保険者証・個人番号カード（通知カード）

代理人による申請（世帯主の印鑑が必要）も可能です。

※ 有効期限は毎年7月31日までとなり、更新手続きは8月1日より受付開始となります。

（8月の更新時は国民健康保険税当該年度1期分の納付の確認が必要になります。）

※ 限度額適用認定証は交付申請をした月の初日から有効です。

※ 多数回該当とは、過去12か月以内に高額療養費の該当が既に3回ある場合の4回目以降のことです。

※ 非課税（区分オ）の方で、認定証を受けた後の合計入院日数が90日を超えた場合、申請していただくと申請日以降の食事代が減額されます。入院期間のわかるもの（領収書など）・保険証・世帯主の通帳をご用意の上申請してください。

※ 国民健康保険に加入している世帯員の増減や所得の更正等により適用区分が変更になる場合があります。

### 【自己負担限度額】70歳未満

適用区分	所得要件	自己負担限度額	多数回該当の自己負担限度額	認定証の種類
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	限度額適用認定証
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円		
オ	市県民税非課税	35,400円	24,600円	限度額適用・標準負担額減額認定証

### 【お問い合わせ先】

保険年金課 国保給付グループ

電話 028-632-2317